

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

C-Box通信 8月号

はじめに

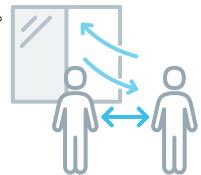
今年の夏は、何かはっきりしない夏ですね!6月25日頃には梅雨明け宣言がなされ、6月の終わり頃から38度近くの猛暑日が続いたと思いきや、7月に入って梅雨が戻ってきたように雨が続き、そして8月もお盆過ぎても、雨や曇り空が続くいつもの夏らしくない夏です。

ただ、まだまだ、夏の暑さだけは続きそうなので、熱中症にはお気を付けください。また、コロナウィルス第7波が猛威をふるっております。

私も今回のBA5に感染致しまして、皆様にお迷惑をお掛けしました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

このBA5、(個人差はあります)重症化はしないようですが、感染力が非常に強いので引き続き、感染対策に気を使って下さい。

それでは、鬱とした夏の天気を吹き飛ばすように8月のC-BOX通信をお届け致します。



今月のコラム

「何をもって成長とするか!」

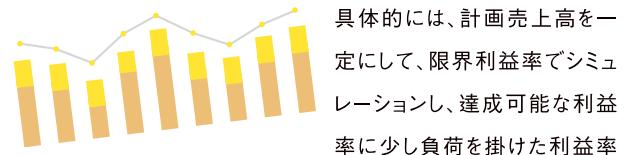


皆さんは、法人のお客様の決算前後で、翌事業年度の経営計画の作成についてお手伝いをさせて頂いておりますが、その中で、利益計画を立てるに当たって、最近特に助言しているのが、売上を追うのではなく、利益をいかに確保するかということです。

今や、高度成長期、バブル期のような経済成長が国内、海外を問わず見込めない中、成長の基準は、売上ではなく、利益、利益率と考えるからです。

確かに、会社経営を行っていく上で、人件費、地代家賃、減価償却費といった固定費は必ず一定額発生し、それを上回る売上は必要ですが、売上を追うあまり、それに付随する仕入、外注費等の変動費がかさみ、さらに人件費等の固定費まで増加していくば、利益率が低下し、増収だけど減益、また、赤字へ転落という事態になりかねません。

そこで、売上計画を策定するに当たって、前年度何%UPという基準ではなく、前年度並み、ないしは、前年度より減収を前提に、売上から、仕入や外注費といった変動費を差し引いた限界利益及び限界利益率を前年度から何%UPさせるかということに注力するように助言しています。



具体的には、計画売上高を一定にして、限界利益率でシミュレーションし、達成可能な利益率に少し負荷を掛けた利益率を基に利益計画を策定していきます。固定費については、戦略的に増加させるもの、削減するものをメリハリ付けて予算化して、目標とする利益額を算定していきます。このような計画策定プロセスを経ることで、需要が減退しても、一定額の利益確保が出来るという自信につながっていきます。

もちろん、特需があれば、売上増、利益増となります。それはあくまでもおまけとして、そこで得た利益を決算賞与という形で、従業員に還元することも進言しています。

このような考え方、たいそうに言えば、「付加価値を高める経営」につながっていきますが、会社の成長、特に、中小企業においては、規模でも、売上でもなく、いかに付加価値の高い商品・サービスを提供し、利益を上げていくかということではないかと考えております。

付加価値を高めるということを極めていけば、それが成長につながっていくのではないかでしょうか。



とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!

いちご白書

クイック税務

今月のクイック税務は“成年年齢引下げに伴う未成年者控除”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

今月のケース

成年年齢引下げに伴う未成年者控除の改正について

2 2022年4月より成年年齢が18歳に引下げられました。それに伴い、相続税や贈与税の制度にも影響してまいります。

そこで今回は相続税計算における未成年者への影響について考えてみたいと思います。

1

未成年者控除とは

相続人が未成年者である場合、相続税の額から一定の金額を控除することができます。その控除を「未成年者控除」といいます。

未成年者控除を適用できるのは次の要件を満たす方です。

「相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人で、その相続又は遺贈により財産を取得した時に未成年者である者」



この「未成年者」の年齢が18歳に引下げられたことに伴い、2022年3月までは「20歳未満」でしたが、2022年4月からは「18歳未満」に改正されております。

2

未成年者控除額

未成年者控除額は、以下の算式によって計算されます。

「控除額=10万円×成年に達するまでの年数(1年未満切上)」



前述の通り、2022年4月からは成年年齢が「満18歳」に改正されたことにより、控除額の計算は以下の通りとなります。

「控除額=10万円×満18歳に達するまでの年数(1年未満切上)」

3

適用開始時期

未成年者控除額の改正は、2022年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

4

留意点

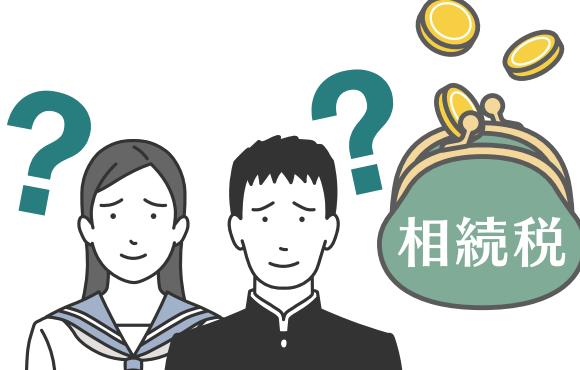
未成年者本人の相続税額よりも、未成年者控除額が大きくなり引ききれない場合があります。

この場合には、その引ききれない部分をその未成年者の扶養義務者の相続税額から差し引きます。

今回の改正により、単純計算で控除額が最大20万円(2年×10万円)減少することとなりますので、このような引ききれない部分を差し引ける金額も当然少なくなることが予想されます。

孫養子などで未成年者を相続人とした場合に有効活用してきたこの未成年者控除については、今般の改正点を改めてご確認する必要があります。

なお、すでに未成年者控除の適用を受けたことがある場合には、一定の控除限度額の計算があります。その点もご留意ください。



もっと詳しく知りたい、相談したいという方は
下記までお気軽に問い合わせください。

税理士法人才オフィスいちご
有限会社コンサルティングボックス
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145